

障害者福祉制度のてびき



令和7年5月

相生市社会福祉課障害福祉係

TEL : 22-7167 FAX : 23-4596
メール : shogai-fukushi@city.aioi.lg.jp

目 次

1	相談窓口	1
2	手当・助成・年金	2
3	医療	5
4	各種サービス	8
5	税金の減免等	11
6	各種割引制度	12
7	自動車に関する減免措置等	14
8	その他の支援	16
9	災害時の対応	19
10	当事者団体及びボランティア団体等	20
11	関係機関	21
12	資料	22

※ 注意

- 各種手帳や各種手続きの内容が変更になった時は変更の手続きを行ってください。
(例えば、住所・氏名・自動車ナンバー等です。)
- 有効期限が定められているものもありますので、期限にご注意ください。

1 相談窓口

◆ 障害者基幹相談支援センター

身体・知的・精神障害者やその家族の方を対象に、障害福祉について経験や知識がある相談支援員が相談を受け、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用援助、障害者等の権利擁護のために必要な援助などを行います。※お気軽にご相談ください。

- ▶場 所：総合福祉会館1階
- ▶開設時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ▶連絡先：電 話：22-7165 FAX：23-7261

◆ 身体障害者相談（令和7年5月1日現在）

毎月第1日曜日 10:00~12:00 相生市立総合福祉会館にて相談会を開催

区 分	氏 名	住 所	電 話
相 談 員	森 善 久	佐方一丁目8番29号	22-2824
	岩崎 徹博	矢野町小河300番地	29-0782
	伊勢 謙一	古池本町15番13号	22-2284
	山田 政晴	大谷町15番22号	23-3416
	原田 邦子	佐方一丁目7番20号	22-1307
	山田 隆志	大谷町14番25号	22-6479

◆ 知的障害者相談（令和7年4月1日現在）

毎月第4木曜日 9:30~12:00 相生市立総合福祉会館にて相談会を開催
（12月は第3木曜日）

区 分	氏 名	住 所	電 話
相 談 員	田中 文江	山手一丁目799番地57	23-3380
	原田 なるみ	旭六丁目90番地	23-5056

◆ 兵庫県精神障害者相談（令和7年4月1日現在）

毎月第2土曜日 13:30~15:30 相生市立総合福祉会館にて相談会を開催

2 手当・助成

◆ 特別障害者手当 (窓口：社会福祉課)

- ▶ 対象：精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
※身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B1程度の障害の重複又はこれらと同程度の疾病、精神障害を有することが必要となります。
- ▶ 支給額：月額29,590円
- ▶ 支給月：2, 5, 8, 11月
- ▶ 支給制限：①施設に入所している場合
②病院又は診療所に引き続き3ヶ月以上入院している場合
※所得要件があります。

◆ 障害児福祉手当 (窓口：社会福祉課)

- ▶ 対象：精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方
- ▶ 支給額：月額16,100円
- ▶ 支給月：2, 5, 8, 11月
- ▶ 支給制限：①施設に入所している場合
②病院又は診療所に引き続き3ヶ月以上入院している場合
③児童が障害を理由として年金を受けている場合
※所得要件があります。

◆ 介護手当 (窓口：社会福祉課)

- ▶ 対象：65歳未満で身障手帳1級・2級又は重度知的障害と判定された方で、居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にある方を主として常時介護している方
①市民税非課税世帯で過去1年間障害福祉サービス等を受けていない方
②市民税所得割16万円未満の世帯(障害福祉サービス等の受給の有無は問わない)
- ▶ 支給額：①年額100,000円
②年額50,000円
- ▶ 支給月：2, 5, 8, 11月

◆ 補装具費（交付・借受け・修理）の支給（窓口：社会福祉課）

身体に障害のある方に対し、障害の程度に応じて、身体上の障害を補うため用具の交付・借受け・修理に必要な費用を支給します。原則として費用の1割が自己負担となります。

（本人及び配偶者の課税状況、所得に応じて自己負担上限額が設定されます。）

※事前に申請が必要です。

※労災、介護保険等の認定を受けておられる方など、他法により補装具の交付を受けることができる場合は原則として交付されません。

※介護保険により給付をうけることのできる補装具（既製品の車イスなど）は、介護保険法による給付が優先されます。

視覚障害者用	-----	安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	-----	補聴器
肢体不自由者用	-----	義肢、装具、車イス、電動車イス、歩行器、歩行補助杖、 座位保持装置
その他	-----	重度障害者用意思伝達装置

◆ 心身障害者扶養共済制度（窓口：社会福祉課）

◎心身障害者扶養共済制度の概要

心身障害者（身体障害者（1～3級）、知的障害者、精神障害者）の保護者（加入者）が生存中に毎月一定の掛金を納付することにより、保護者（加入者）に万一のこと（死亡・重度障害）があった場合に障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度。

※制度の主な特色

- ※ 都道府県等が条例に基づき実施する任意加入の制度
- ※ 保護者（加入者）が死亡または重度障害になったとき、障害者に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）の年金が生涯にわたって支給
- ※ 付加保険料（制度運営に関する事務経費）がないため掛金が安い
- ※ 掛金の免除制度があります。
- ※ 保護者（加入者）支払う掛金は所得控除の対象
- ※ 生活保護を受給される場合もこの年金は収入認定対象外
- ※ 全国の都道府県・指定都市で加入でき、転出（引っ越し）した場合は転出先の都道府県・指定都市で継続できます。

◎心身障害者扶養共済制度掛金助成制度

保護者（加入者）に対して、掛金の一部を所得に応じ助成する制度です。

- ※ 所得税課税世帯は掛金助成の対象となりません。

◆ **就学奨励金** （窓口：社会福祉課）

- ▶ 対 象：特別支援学校に就学している児童
- ▶ 支 給 額：年額 12,000 円
- ▶ 支 給 月：5月
- ▶ 支給制限：児童又は保護者が 1 年以上市内に住所（住民票）を有していること。

◆ **その他の手当等**

制度の種類	支給額	支給月	支 給 要 件	担 当 窓 口
特別児童 扶養手当	56,800 円/月	4	20 歳未満の児童で、身障手帳 1・2 級又は療育手帳 A 判定の方	子 育 て 元 気 課
	37,830 円/月	8 11	20 歳未満の児童で、中度の障害程度で所定の診断書を提出し、県により認定を受けた方	
障害基礎年金（国民年金）			国民年金加入中の人又は加入していた人が、65 歳前に病気やケガで障害等級表に定める 1 級または 2 級に該当したとき	市 民 課
障害厚生年金（厚生年金）			厚生年金加入中に病気やケガで障害等級表に定める 1 級から 3 級のいずれかに該当したとき	日本年金機構 姫路年金事務所
自動車事故介護料			自動車事故が原因で脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方	独立行政法人 自動車事故 対 策 機 構

※詳細は各担当窓口でご確認ください。

3 医療

◆ 重度障害者医療費助成制度 (窓口：市民課)

後期高齢者医療保険以外の公的医療保険に加入しており、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者で所得要件を満たす方に医療費の公費負担を行います。

次の「自己負担分」を超える医療費が公費負担となります。

通院 … 1医療機関あたり1日600円を限度に月2回、1,200円までの負担

(低所得者の方は、1日400円を限度に月2回、800円まで)

入院 … 定率1割負担、月に2,400円までの負担(低所得者は1,600円)

連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月以降は一部負担なし

※精神障害者保健福祉手帳1級で制度を利用している方は精神疾患による医療を除く一般医療

◆ 高齢重度障害者医療費助成制度 (窓口：市民課)

後期高齢者医療保険に加入しており、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者で所得要件を満たす方に医療費の公費負担制度を行います。

次の「自己負担分」を超える医療費が公費負担となります。

通院 … 1医療機関あたり1日600円を限度に月2回、1,200円までの負担

(低所得者の方は、1日400円を限度に月2回、800円まで)

入院 … 定率1割負担、月に2,400円までの負担(低所得者は1,600円)

連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月以降は一部負担なし

※精神障害者保健福祉手帳1級で制度を利用している方は精神疾患による医療を除く一般医療

◆ 後期高齢者医療制度 (窓口：市民課)

65歳以上で、次の①から⑤のいずれかにあてはまる方は、75歳未満でも後期高齢者医療制度に加入することができます。病院窓口での自己負担割合が1割、2割または3割になります。

ただし、保険料については、加入者本人にかかるため、世帯の状況によっては現在加入の健康保険に比べて高くなる可能性がありますので、まずは市民課にご相談ください。

- ① 身体障害者手帳1～3級所持者
- ② 身体障害者手帳4級のうち、音声、言語障害と下肢機能障害の一部の方
- ③ 知的障害の程度で重度A判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者
- ⑤ 国民年金法による障害の程度が1級又は2級の方

◆ 自立支援医療（窓口：社会福祉課）

それぞれの対象となる医療費（保険診療）の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。

※原則1割負担（指定された病院、薬局に限ります）

※世帯の課税状況等に応じて月額上限負担額が設定されています。

《育成医療》

身体に障害のある児童またはその恐れのある児童（18歳未満）が、早い時期に手術を行うことにより、障害の治癒又は軽減を図るための治療が指定医療機関で受けられる制度です。※必ず事前の申請が必要です。事後になりますと、制度の適用が受けられません。

【育成医療費の支給対象例】

〈視覚障害〉

斜視、眼瞼欠損、眼瞼外反症、眼球癒着、瞳孔閉鎖症、牛眼、眼瞼内反症、兔眼症、角膜白斑先天性白内障、網膜硝子体出血、眼瞼下垂症

〈肢体不自由〉

斜頸、先天性股関節脱臼、拘縮、切断及び離脱、クル病、骨髄炎、各種関節炎、大腿四頭筋拘縮症、内外反足、顔面奇形、○脚、分娩麻痺、変形治癒骨折、不良肢位強直、弾撥膝、ペルテス病、先天性側彎症、病的脱臼

〈聴覚、平衡機能障害〉

外耳奇形、感音系難聴、中耳奇形、慢性中耳炎

〈音声、言語、そしゃく機能障害〉

喉頭腫瘍、口蓋裂、唇顎口蓋裂

〈心臓機能障害：手術をするものに限る〉

心室中隔欠損症、フアロー四徴症、心内膜床欠損症、肺動脈狭窄症、心房中隔欠損症、動脈管開存症、大血管転位症

〈腎臓機能障害：人工透析療法及び腎移植手術を行うものに限る〉

慢性腎不全

〈呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能及びその他内臓障害：手術するものに限る〉

食道閉鎖症、巨大結腸症、胆道閉鎖症、腸回転異常症、巨大臍帯ヘルニア、腸閉鎖症、肛門閉鎖症、尿道上・下裂、横隔膜ヘルニア、脳炎・硬膜下水腫、膀胱腫瘍、直腸腫瘍

〈ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害〉

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）病

《更生医療》

18歳以上の身体障害者手帳保持者が、その障害の治癒又は、軽減を図るための治療を指定医療機関で受けられる制度です。

※必ず事前の申請が必要です。事後になりますと、制度の適用が受けられません。

【更生医療費の支給対象例】

＜腎臓機能障害＞

人工透析療法、じん臓移植及びこれに伴う医療。血液透析、じん臓移植術、CAPDなど

＜心臓機能障害＞

心臓疾患に対する手術及びこれに伴う医療（内科的治療のみは除く）弁口、心室心房中隔欠損に対する手術、人工弁設置手術、ペースメーカー植え込み手術など

＜肢体不自由＞

整形外科的治療と医学的リハビリテーション、神経外科的治療や形成外科的治療も含む。関節の授動術、関節形成術、人工関節置換術、義肢装着のための切断端形成術

＜視覚障害＞

永続する視覚障害に対する効果的手段となるもの。白内障手術、角膜移植手術など

＜聴覚障害＞

耳介の変形、外耳道狭窄に対する形成術、人工内耳等

＜音声・言語・そしゃく機能障害＞

唇顎口蓋裂の歯科矯正、外傷性又は手術後に生じる発音構語障害の形成術

＜小腸機能障害＞

中心静脈栄養法およびこれに伴う医療費等

＜ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害＞

抗HIV療法、免疫調節療法、合併症に対する医療（HIV感染症によるものに限る）

《精神通院医療》

精神疾患で通院されている方が安定して治療を受けることができるよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の一部を公費負担する制度です。

※ 相生市の国民健康保険加入者の方については、精神医療付加金制度を利用することで自己負担はありません。

※ 受給者証の有効期間は最長1年間です。引き続き通院が必要な方は、更新申請が必要です。

※ 必ず事前の申請が必要です。事後になりますと、制度の適用が受けられません。

◆ 自立支援医療費助成事業（窓口：市民課）

高校生世代までの乳幼児等及び子どもで、自立支援医療等、医療費の一部負担を支払った方は、領収書（原本）等の提出により自己負担分が返金されます。

4 各種サービス

◆ 障害福祉サービス（窓口：社会福祉課）

ご利用の申込は、福祉事務所に申請し、受給者証の交付を受け、兵庫県が指定する事業所と契約して利用します。

※介護保険対象者の方は、介護保険のサービスの利用が優先となります。

《サービス内容》

給付の種類	サービスの名称	内 容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な方に移動時の支援を行います。
	行動援護	知的障害者や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人を対象に、相談支援や企業、関係機関との連絡調整等、必要となる支援を行います。
	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
居住系サービス	自立生活援助	障害者施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障害のある人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。
	施設入所支援	単身での生活が困難な人、通所することが困難な人に対し、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

《障害児通所支援事業》

サービスの名称	内 容
児童発達支援	障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	専門的な指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害のある児童が集団生活に適応するための支援を行います。

《居宅生活支援事業》

サービスの名称	内 容
移動支援	屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出のための支援を行います。
日中一時支援	障害者の日中活動の場の確保及び障害者の家族の就労支援並びに障害者を日常的に介護する家族の一時的休息のための支援です。

◆ 福祉タクシー助成制度 (窓口：社会福祉課)

障害のある方が日常生活及び社会活動に参加するために、障害者福祉タクシー料金を助成します。

- ▶ 助 成 額：利用券1枚の助成額は500円、1乗車につき最大3枚まで使用できます。
1乗車の料金が1,000円未満の場合は1枚、1,000円以上1,500円までは2枚、1,500円以上の場合は3枚
 - ▶ 交付枚数：一月あたり5枚、年間最大60枚
 - ▶ 対 象 者：①身体障害者手帳1・2級の方
②療育手帳A判定の方
③精神障害者保健福祉手帳の1級の方
- ※①、②、③のいずれも、施設入所者でないこと。
※本人又は同一生計者が自動車税、軽自動車税の減免を受けていないこと。

◆ 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業 (窓口：社会福祉課)

聴覚等に障害があり、社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするために手話や要約筆記が必要な方に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

- ※派遣を受けようとする7日前までに申請してください。
- ※派遣区域は原則として相生市内になります。
- ※派遣にかかる費用は無料（ただし、外出に要する交通費等は申請者の負担になります。）

◆ 障害者（児）日常生活用具 （窓口：社会福祉課）

在宅の障害のある方に対して、障害の程度に応じて、日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図っています。原則として費用の1割が自己負担となります。

※事前に申請が必要です。

※介護保険制度が適用される方は、介護保険制度が優先されます。

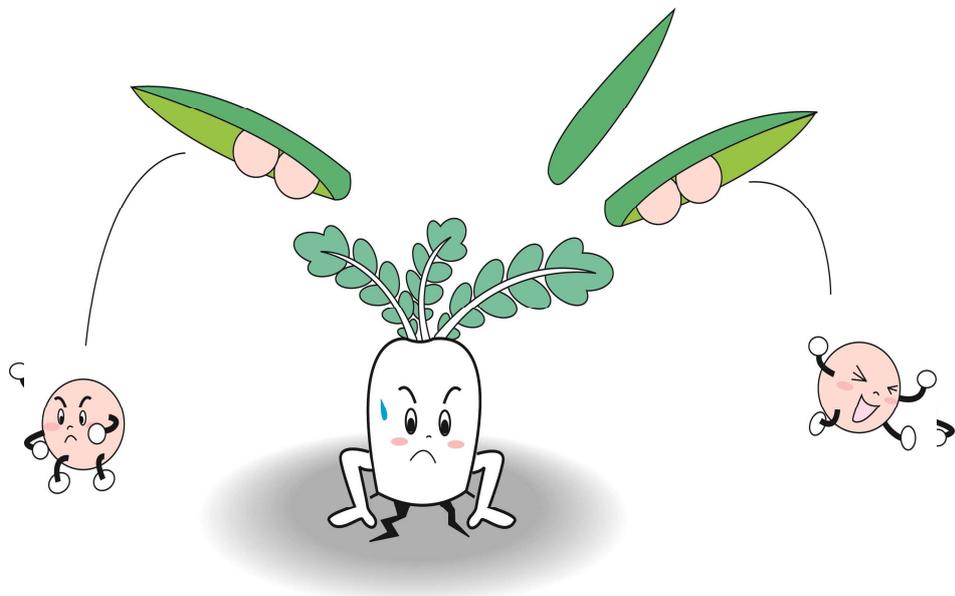
※ 品目等の詳細については、22ページを参照ください。

◆ 高齢者等住宅改造助成事業 （窓口：社会福祉課・長寿福祉室）

身体障害者手帳または療育手帳の所持者が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活がおくれるように住宅を改造する費用を助成します。

地域生活支援事業の住宅改修を優先し一体的に行うものが対象となります。

なお、この事業の助成を受けた世帯は、原則として、再度この事業の助成を受けることはできません。



5 税金の減免等

- ・特別障害者…身体障害者（1・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）
- ・普通障害者…身体障害者（3～6級）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2・3級）

① 所得税、相続税（相生税務署）

種 別	内 容	
所得税	特別障害者	控除 40万円
	普通障害者	控除 27万円
	同居特別障害者（※）	控除 75万円
相続税	特別障害者	控除 85歳までの1年につき20万円
	普通障害者	控除 85歳までの1年につき10万円

② 住民税（市税務課）

種 別	内 容	
住民税	特別障害者	控除 30万円
	普通障害者	控除 26万円
	同居特別障害者（※）	控除 53万円

（※）同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者自身、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方。

③ 自動車税・軽自動車税〔種別割、環境性能割（取得時）〕

もっぱら障害のある方の移動手段として継続的に使用される自動車で、障害者またはその親族で生計を一にする方が取得または所有する自動車・軽自動車の対象です。

障害者1人に対して1台のみ減免を受けることができます。

【対象者】身体・知的・精神障害者（対象の範囲は別途リーフレット参照）

【減免割合】障害の程度に応じて全額減免と自動車税のみ1/2減免あり（限度額あり）

内 容		申 請 先	
ア) 種別割 (Ⓜ自動車税・ 軽自動車税)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の時期： ①新しく車を購入（取得）する場合 →自動車、軽自動車を登録するとき ②既に所有している自動車、軽自動車について 車の税金の減免を受ける場合 →4月1日から車の税金の納期限まで *納期限後から2月末日までは月割の減免 となります。ただし、軽自動車は月割の減免 はありません。 	軽自動車	市税務課
		自動車	龍野県税 事務所
イ) 環境性能割 (Ⓜ自動車取得税・ 軽自動車取得税)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の時期： 新しく車を購入（取得）する場合 →自動車、軽自動車を登録するとき 	自動車 および 軽自動車	姫路県税 事務所

6 各種割引制度

◆ 相生市立温水プール（窓口：相生市立温水プール）

申請に基づき、以下に該当する方は半額となります。

- ・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者（児）
- ・第1種身体障害者手帳保持者の介護者又は療育手帳保持者でA判定の者の介護者（精神障害者保健福祉手帳保持者の介護者については、指定管理者が認めた場合に限る）

◆ JR（窓口：駅みどりの窓口）

▶対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者

区 分	割引適用乗車券	取扱区間	割引率	備 考
第1種障害者 (介護付)	普通乗車券	全 線	5割引	グリーン料金・特急料金・寝台券の割引は無
	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)			
	回数乗車券			
	普通急行券			
第2種障害者(単独)	普通乗車券	100km超	5割引	

注1) 第1種で介護者が伴わないときは、第2種と同じ扱いになります。

注2) 12歳未満で第2種の小児と同伴の場合、介護者は定期乗車券5割引対象

◆ バス運賃

▶対象者：身体障害者手帳、療育手帳保持者（乗車時に、手帳を提示）

- ・普通乗車の場合 50%引
- ・定期購入の場合 30%引

※いずれも、第一種の場合は、介護人1人も適用されます。

◆ タクシー運賃

▶対象者：身体障害者手帳、療育手帳保持者

乗車時に、手帳を提示 10%引

◆ 国内航空運賃

▶対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳保持者

（いずれも満12歳以上の方と介護者1名まで割引が適用されます）

割引運賃及び購入手続き等は航空会社または路線によって異なります。

（詳しくは各航空会社販売窓口でお聞きください。）

◆ 青い鳥郵便葉書（窓口：日本郵便株式会社（相生郵便局））

通常郵便葉書20枚を無償配布します。「無地、インクジェット紙またはくぼみ入り」のいずれか1種類

▶対象者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A

▶受付期間：例年4月1日～5月31日 ※変更される場合がありますので直接お問い合わせください。

◆ NHK放送受信料 (窓口：社会福祉課)

▶対象者

【半額免除】

- ・ 視覚・聴覚障害者で世帯主
- ・ 重度の身体障害者で世帯主 1・2級
- ・ 重度の知的障害者で世帯主 A判定
- ・ 重度の精神障害者で世帯主 1級
- ・ 戦傷病者手帳の保持者で世帯主 特別項症から第1款症

※障害者手帳をお持ちの方が受信契約者の場合のみ対象となります。

(半額免除の場合に限る。)

【全額免除】

- ・ 障害者手帳(身体、療育、精神)の所持者がいる世帯で、その世帯構成員全員が市民税非課税の場合
- ・ 生活保護法に定める扶助を受けている等の公的扶助受給者

◆ 有料道路通行料金 (窓口：社会福祉課)

通勤・通学・通院等の日常生活において、有料道路を利用される障害者の方に対し通常料金の半額の割引があります。自動車を保有していない方も割引対象となります。事前に割引の申請手続きが必要。

▶対象者：身体障害者手帳(第1種・2種)、療育手帳(第1種)所持者

※身体障害者手帳第2種の方は本人運転のみ該当します。

- ### ▶対象車両：
- ・ 身体障害者手帳が第2種の方は、事前に登録された自動車1台が割引対象
 - ・ 障害者手帳(身体・療育)第1種の方は、事前登録されていない車両(タクシー、レンタカー、親族や知人等の所有する自動車、福祉運送有償運送車両等)も対象となる。(※ETCカードを利用しETCレーンを通過すると割引されません。)

▶登録方法と必要書類

- オンライン申請：ETC利用申請する方に限定されます。必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイト(下記のURL)で確認してください。

(URL <https://www.expressway-discount.jp>)

- 窓口申請：障害者手帳(身体または療育)、運転免許証(第2種の方のみ)、車検証の写し、車の所有者が障害者本人と異なる場合は戸籍謄本など続柄を証明できるもの

※割賦購入(ローン)または長期リースを利用されている方は、割賦(ローン)契約書またはリース契約書が必要です。

※ETCを利用されている方は、車載器番号が分かる書類と障害者本人(18歳以上は本人、17歳以下は保護者)名義のETCカードが必要です。

※自動車検査証等の「用途」欄に「事業用」と記載しているものは対象となりません。

7 自動車に関する減免措置等

◆ 自動車改造費助成事業 (窓口：社会福祉課)

- ▶対象者：上肢、下肢又は体幹機能障害（いずれかが単独で2級以上）のある方
- ▶助成額：上限 10 万円 ※所得制限があります。

◆ 自動車運転免許取得助成事業 (窓口：社会福祉課)

- ▶対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、市内に住所を有する方
- ▶助成額：新規に免許取得するために要した教習に係る経費の3分の2以内の額を助成
上限 10 万円
※所得制限があります。
※免許証の交付を受けた日から1か月以内の申請が必要となります。

◆ リフト付車両等購入助成事業 (窓口：社会福祉課)

- ▶対象者：下肢または体幹機能障害（いずれかが単独で2級以上）により車いす等を使用している在宅の方又はその介護者で生計を共にされている方
- ▶助成額：上限 10 万円 ※所得制限があります。

◆ 駐車禁止区域の緩和 (窓口：相生警察署 22-0110)

対象者本人が同乗している車両に対し行われます。

- ▶対象者：障害者手帳所持者で交付基準に該当する方

詳しくは相生警察署にお問合せください。

- ▶必要書類：印鑑、障害者手帳（身体・療育・精神）のコピー（氏名、住所、障害名及び等級などの記載がある部分のコピー）
※代理申請の場合は、委任状と代理の方の身分証明となるもの

◆ 兵庫ゆずりあい駐車場利用証の発行 (窓口：社会福祉課)

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置している、障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用していただくため、兵庫県が県内共通の利用証を交付する制度です。

▶対象者：下記の基準に該当し、歩行が困難な方に交付します。(有効期限あり)

交付対象者		基準		確認書類	
身体障害者	視覚障害	1～4級	各障害区分の障害程度	身体障害者手帳	
	聴覚障害	2・3級			
	平衡機能障害	3・5級			
	肢体不自由	上肢			1・2級
		下肢			1～6級
		体幹			1・2・3・5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			1・2級
		移動機能			1～6級
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害		1・3・4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1～4級			
知的障害者		障害程度がA		療育手帳	
精神障害者		障害等級が1級		精神障害者保健福祉手帳	
難病患者		特定疾病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		特定疾病医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等		要介護状態の区分が要介護 1・2・3・4・5		介護保険被保険者証	
妊産婦		母子手帳取得時から出産1年未満		母子健康手帳	
傷病人		けが・病気により一時的に移動の配慮が必要な方		医師の診断書・意見書等(「歩行が困難である」ことの記載必要)、身分証明書(運転免許証、保険証等)	
その他歩行が困難な方		知事が特別に認める方		※県障害者支援課にお問い合わせください。	

8 その他の支援

◆ 社会参加促進事業（窓口：自立支援プラザ相生）

在宅障害者を対象に、自立と生きがいを高めるために創作活動等の場を設けています。

教室名	実施日	開催時間	備考
料理教室	第2金曜日	9:30~12:30	
パソコン教室	毎水曜日	13:00~16:00	
絵手紙教室	第2土曜日	10:00~11:30	

◆ 身体障害者リフレッシュ事業（窓口：自立支援プラザ相生）

市内在住で上下肢に障害のある方を対象に理学療法士による身体機能の回復・維持を目的として毎月第2・4火曜日に訓練を実施しています。

◆ 成年後見制度（窓口：基幹相談支援センター）

判断能力が不十分で自分で契約などの法律行為ができない方に対し、家庭裁判所が後見人等を選び、後見人等が本人に代わって財産管理や身上監護を行います。

▶ 利用するには

家庭裁判所に申し立てをします。本人の親族が後見人に選出されることが大半ですが、弁護士・司法書士等の専門家や、複数の人、法人を選任することも可能です。

◆ あんしん見守り事業（窓口：社会福祉課）

外出先での身元確認の手段として、「あんしん見守りグッズ」を交付します。

▶ 対象：市内に住所を有し、障害者手帳を所持している方

（認知症や知的障害等により、徘徊の恐れのある方や、外出時に居場所の判断が難しく、行方不明になる恐れのある方が対象となります。その他の方は「ヘルプカード」をご利用ください。）

▶ 交付物品：緊急連絡先カード、シリコン製バンド、キーホルダー、持ち物シール、衣服用シール

※緊急時には、警察、消防、病院、施設等に登録いただいた情報を提供します。

◆ ヘルプカード（ヘルプマーク） （窓口：社会福祉課）

外出先等で周囲の人に支援が必要であることを伝えるためのカードです。

カードホルダーに入れて携帯したり、困った時に取り出して提示できるように、財布やカバンにいれたりするなど、ご本人の特性に合わせて携帯してください。

※申請不要です。

※兵庫県が配布している「ヘルプマーク」については、市窓口での申請が必要です。



◆ 心身障害児（者）歯科診療所運営事業 （窓口：社会福祉課）

障害により一般の歯科医院で治療を受けることが困難な心身障害児（者）に対し、歯科診療、歯科健診等を行います。

- ▶対象 象：市内に住所を有する身体障害児（者）及び知的障害児（者）
- ▶費用：診察料が別途かかります。
- ▶実施場所：相生・赤穂市郡歯科医師会
（赤穂市中広 267 赤穂市総合福祉会館 1 階診療室）
- ▶診察日時：毎週火曜日、木曜日 午後 1 時～午後 4 時（要予約）

◆ 福祉サービス利用援助事業 （窓口：社会福祉協議会）

福祉サービスの利用手続きや、公共料金等利用料の支払い等の金銭管理・通帳・印鑑の預かりなどを行います。

- ▶対象 者：在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障害、精神障害のある方等で本人の利用意思が確認できる方
- ▶利用 料：1 時間 1,400 円
- ▶そ の 他：契約までに事前の訪問調査があります。

◆ 福祉用具の貸し出し （窓口：社会福祉協議会）

- ▶対象 者：在宅の障害者で短期間のみ必要とする方
- ▶貸出用具：車いす
- ▶利用 料：無料（3 か月ごとの更新申請が必要となります。）
- ▶そ の 他：他の制度が優先となります。

◆ 移送サービス（窓口：社会福祉協議会）

- ▶対象者：車いす等の利用者で、自家用車及び公共交通機関での外出が困難な方
- ▶内容：通院や余暇活動等の外出に対して、社協の福祉車両を使用し、ボランティアによる送迎を行います。（目的地までの付き添いや介助のため、ご家族等1名が同乗してください）
- ▶利用料：燃料代等実費（選挙時の期日前投票所への送迎については、市が負担）
- ▶その他：要予約（利用回数は週1回又は月4回が上限）

◆ 郵便等による不在者投票制度（窓口：選挙管理委員会）

下記の要件に該当する方は郵便等による不在者投票ができます

(1) 対象者

交付手帳等種類	障害内容	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○
介護保険被保険者証	要介護者	要介護5		

(2) 手続

郵便等による不在者投票には投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」が必要です。選挙管理委員会に所定の申請を行い取得してください。代理記載の申請も併せてすることができます。

▶申請に必要な書類

- ①申請書（選挙人による署名が必要 ※代理記載申請の方は不要）
- ②身体障害者手帳または介護保険被保険者証

【代理記載制度】

上記に該当する方で、かつ、自ら投票の記載をすることができない上肢又は視覚の障害の程度が1級の方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する代理記載をさせることができます。

◆ ネットまたはファクシミリによる緊急通報（窓口：西はりま消防署）

Net または Fax で119番に火災や救急等の通報をすることができるシステムです。

※Net 119緊急通報システムは事前に登録が必要です。

※Fax 119緊急通報システムは規定の通報書で送信となります。

▶問い合わせ先 TEL：0791-76-7119 FAX：0791-72-6119

9 災害時の対応

◆ 福祉避難所（窓口：危機管理課）

災害時に安心して避難生活を送ることができるよう、指定避難所（小学校）内での福祉スペースの設置や市内の障害者支援施設等と協定を結び「福祉避難所」を指定しています。

▶対象者：高齢者や障害のある方で、特別な支援、準備（設備、機材、介助等）が必要な方

【福祉避難所開設の流れ】

- ・各地域で指定されている避難所に避難してください（ハザードマップ参照）。



- ・支援の必要性に応じて、「福祉スペースのある指定避難所（小学校）」または「福祉避難所」を開設します。

▶特別な支援が必要な障害者が利用できる福祉避難所

施設名	主な対象障害	所在地
障害者支援施設 みどり荘	身体	若狭野町雨内 800 番地 141
児童発達支援事業所 わかば	重症心身	若狭野町雨内 800 番地 141
障害者支援施設 若狭野荘	知的	若狭野町若狭野 235 番地 44
就労継続支援事業所 グリーン	精神	若狭野町入野 554 番地 1
障害者支援施設 野の草園	知的	那波野一丁目 6 番 15 号

◆ 要支援者名簿の作成（窓口：危機管理課）

大規模な災害が発生した場合に、地域の自主防災組織や自治会など、地域の方の協力をいただき、安否確認等円滑な支援を行うため、要支援者名簿を作成しています。

▶対象者：以下の身体障害者手帳をお持ちの方

- ① 下肢不自由、体幹障害、視覚障害、聴覚障害のみの障害で第 1 種の方
- ② 第 1 種の上肢障害、内部、音声言語機能障害で上記障害を合わせ持つ方

※ 対象の方につきましては、「要配慮者実態調査票」に必要事項をご記入ください。

自治会、民生・児童委員、消防団、兵庫県警察、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に個人情報を提供することに同意しない場合もご記入ください。

※ 情報提供に同意いただいた場合は、情報の一部を関係機関で共有し、災害時の安否確認等に利用します。

10 当事者団体及びボランティア団体等

◆ 当事者団体

市内には、障害のある方とその家族等で構成される当事者団体があります。
各団体では、交流や相談等を行っていますので、お気軽にご連絡ください。

名称	対象	住所	電話番号
相生市身体障害者協会	身体障害のある方 とその家族	相生市旭一丁目 6-28 (総合福祉会館内)	22-7167 (社会福祉課)
相生市手をつなぐ育成会	知的障害のある方 とその家族	相生市旭一丁目 6-28 (総合福祉会館内)	22-7167 (社会福祉課)

◆ ボランティアによる支援 (窓口：社会福祉協議会)

グループ名	お手伝いできる内容
相生点灯会	市広報紙や社協だより「あいおいの福祉」、身近なニュースを点訳し、視覚障害者へお届けします。
朗読ボランティア ひびきの会	・市広報紙や身近なニュース等をCDに吹き込み、視覚障害者へお届けします。 ・社協だより「あいおいの福祉」は、社会福祉協議会のホームページから音声データで聞くことができます。
手話サークル 和み	聴覚障害者の社会参加を支援するために、手話を正しく学習し、手話普及と社会的な認知を促進しています。
手話サークル こすもす	聴覚障害者の社会参加を支援するために、手話を正しく学習し、手話普及と社会的な認知を促進しています。
あいおい外出介助ボランティア グループ「こころ」	車いす等により、外出が困難な方の散歩や近所への外出の付き添いを行います。

◆ 播磨西青い鳥学級・くすの木学級 (窓口：教育委員会生涯学習課)

- ▶ 対象者：(青い鳥学級) 義務教育修了年齢以上の視覚障害者
(くすの木学級) 義務教育修了年齢以上の聴覚・言語機能障害者
- ▶ 内 容：“ともに学び、ともに助け合い、ともに生きる喜び”を創造する教室を開設し、幅広い教養や実用的な知識・技能を習得する講座。

1 1 関係機関

機 関 名		業 務 内 容	住 所	電 話 番 号
市 役 所	税務課 市民税係	市民税、軽自動車税等	〒678-8585 相生市旭一丁目 1-3	23-7128 FAX 22-6439
	市民課 国保年金係	医療費助成等	〒678-8585 相生市旭一丁目 1-3	23-7154 FAX 22-6439
	長寿福祉室	住宅改造助成、 介護保険制度等	〒678-0031 相生市旭一丁目 6-28	22-7124 FAX 23-4596
	子育て元気課	特別児童扶養手当等	〒678-0031 相生市旭一丁目 6-28	22-7175 FAX 23-4596
	選挙管理委員会	不在者投票等	〒678-8585 相生市旭一丁目 1-3	23-7120 FAX 22-6439
	教育委員会 生涯学習課	播磨西青い鳥学級 播磨西くすの木学級	〒678-0041 相生市相生六丁目 1 番地 1	23-7144 FAX 23-7175
相生市社会福祉協議会		送迎サービス、 ボランティア等	〒678-0031 相生市旭一丁目 6-28 相生市立総合福祉会館 3 階	23-2666 FAX 23-7600
西播磨障害者就業・ 生活支援センター		障害者の就業及びそれ に伴う生活上の支援	〒678-0252 赤穂市大津 1327 赤穂精華園内	43-2393 FAX 43-7404
兵庫県姫路こども家庭センター		児童(18 歳未満)の相談 療育手帳判定等	〒670-0092 姫路市新在家本町 1-1-58	079-297-1261
兵庫県知的障害者更生相談所		知的障害者(18 歳以上) の相談療育手帳判定等	〒651-0062 神戸市中央区阪口通 2-1-18	078-242-0737
赤穂健康福祉事務所		精神保健福祉関係	〒678-0239 赤穂市加里屋 98-2	43-2321 FAX 43-5386
相生警察署		駐禁標章交付	〒678-0007 相生市陸本町 11-26	22-0110
相生税務署		所得税や相続税等	〒678-0055 相生市那波本町 6 番 1 号	23-0231
日本年金機構 姫路年金事務所		障害厚生年金等	〒670-0947 姫路市北条 1-250	年金ダイヤル 0570-05-1165
龍野県税事務所		自動車税減免	〒679-4167 たつの市龍野町富永 字田井屋畑 1311-3	0791-63-5130
相生・赤穂市郡 歯科医師会附属歯科診療所		心身障害児(者)の 歯科診療	〒678-0232 赤穂市中広 267 番地 赤穂市総合福祉会館 1 階	22-7167 (相生市社会福祉課)
NHK 神戸放送局		NHK 放送受信料の減免 など	〒650-8515 神戸市中央区中山手通 2-24-7	078-252-5050
相生市立温水プール			〒678-0024 相生市双葉一丁目 4-26	23-7180
相生郵便局		青い鳥郵便葉書	〒678-8799 相生市垣内町 2-4	22-0886

12 資料

【日常生活用具対象品目一覧】

品目	障害及び程度	基準額
特殊寝台 (身体障害者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害 2 級以上 ・難病患者で寝たきりの状態にある者 	154,000 円
特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。）、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児、重度又は最重度の知的障害者・児（原則として 3 歳以上の者） ・難病患者で寝たきりの状態にある者 	19,600 円
特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害 1 級であって、常時介護を要する者（原則として学齢児以上の者） ・難病患者で自力で排尿できない者 	67,000 円
入浴担架	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、入浴に当たって介助を要する者（原則として 3 歳以上の者） 	82,400 円
体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、下着交換等に当たって介助を要する者（原則として学齢児以上の者） ・難病患者で寝たきりの状態にある者 	15,000 円
移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者（原則として 3 歳以上の者） ・難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者 	159,000 円
訓練いす（児のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害 2 級以上（原則として 3 歳以上の者） 	33,100 円
訓練用ベッド（児のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害 2 級以上（原則として学齢児以上の児のみ） ・難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者 	159,200 円
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害者・児であって、入浴に介助を必要とする者（原則として 3 歳以上の者） ・難病患者で入浴に介助を必要とする者 	90,000 円
便器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害 2 級以上（原則として学齢児以上の者） ・難病患者で常時介護を要する者 	4,450 円 手すり付きの場合 5,400 円増し
特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢障害 2 級以上の身体障害者・児、重度又は最重度の知的障害者・児であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（原則として学齢児以上の者） ・難病患者で上肢機能に障害のある者 	151,200 円
移動・移乗支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ・平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として 3 歳以上の者） ・難病患者で下肢が不自由な者 	60,000 円

品目	障害及び程度	基準額
頭部保護帽	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害者で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者	スポンジ、革を主材料 15,656 円 スポンジ、革、プラスチックを主材料 37,852 円 (価格はオーダーメイドの場合に適用、既製品は上記価格の80%の範囲内の額)
	・重度又は最重度の知的障害者・児でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	12,160 円
歩行補助つえ (一本杖のみ)	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害者で、歩行障害があり、支持が必要な者	木材、ニス塗装 2,266 円 軽金属、塗装なし 3,090 円 (1 本当り) 夜光材付は 422 円 (全面夜光材付は 1,236 円) 増し外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合 267 円増し
火災警報器	・障害等級 2 級以上の身体障害者・児、重度又は最重度の知的障害者・児又は難病患者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者・児又は難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500 円
自動消火器	・障害等級 2 級以上の身体障害者・児、重度又は最重度の知的障害者・児 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者・児のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700 円
電磁調理器	・視覚障害 2 級以上の身体障害者 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、18 歳以上の重度又は最重度知的障害者	41,000 円
歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障害 2 級以上 (原則として学齢児以上の者)	7,000 円
聴覚障害者用屋内信号装置 (身体障害者のみ)	・聴覚障害 2 級 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	87,400 円
透析液加温器	・腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者 (原則として 3 歳以上の者)	51,500 円
ネブライザー	・難病患者又は呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者・児であって、必要と認められる者 (原則として学齢児以上の者)	36,000 円
電気式たん吸引器	・難病患者又は呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者・児であって、必要と認められる者 (原則として学齢児以上の者)	56,400 円

品目	障害及び程度	基準額
酸素ボンベ運搬車 (身体障害者のみ)	・医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000 円
人工呼吸器用自家発電機 又は外部バッテリー	身体障害者で、在宅で人工呼吸器を装着している者 (給付は、自家発電機又は外部バッテリーのいずれか 1 種目)	100,000 円
盲人用体温計 (音声式)	・視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る) (原則として学齢児以上の者)	9,000 円
盲人用体重計 (身体障害者のみ)	・視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18,000 円
携帯用会話補助装置	・音声機能若しくは言語機能障害者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障害を有する者 (原則として学齢児以上の者)	98,800 円
情報・通信支援用具	・上肢機能障害または視覚障害 2 級以上で、周辺機器を使用しなければ、パソコンの操作が困難であると認められる者 (原則として学齢児以上の者)	100,000 円
点字図書	・主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者・児	—
点字ディスプレイ (身体障害者のみ)	・視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者 (原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級) の身体障害者であって、必要と認められる者	383,500 円
点字器	・視覚障害者・児であり、視力の低下、視野狭窄がある者 (原則として学齢児以上の者) ア) 標準型 (32 マス) … (A) 18 行、(B) 12 行 イ) 携帯用 (32 マス) … (A) 4 行、(B) 12 行	ア) A 10,712 円 B 6,798 円 イ) A 7,416 円 B 1,699 円
点字タイプライター	・視覚障害 2 級以上 (本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	63,100 円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障害 2 級以上 (原則として学齢児以上の者)	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	・視覚障害 2 級以上 (原則として学齢児以上の者)	99,800 円
視覚障害者用読書器	・視覚障害者・児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 (原則として学齢児以上の者)	198,000 円
盲人用時計 (身体障害者のみ)	・視覚障害 2 級以上。	触読時計 10,300 円 音声時計 13,300 円
聴覚障害者用通信装置	・聴覚障害者・児又は発声・発語に著しい障害を有する者 (児童) であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 (原則として学齢児以上の者)	71,000 円
聴覚障害者用情報受信装置	・聴覚障害者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900 円

品目	障害及び程度	基準額
人工内耳用電池	・現に人工内耳を装着している聴覚障害者 人工内耳に使用するもので、ボタン電池又は充電電池及び充電器のいずれかとする	ボタン電池 2,500円(月額) 充電電池及び充電器 30,000円
人工喉頭	・音声・言語障害者で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの(主に喉頭摘出者を対象)	5,150円 気管カニューレ付は 3,193円増し
		72,203円 (電池又は充電器を含む。)
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	・視覚障害者・児(原則として学齢児以上の者)	1,030,000円
地デジ対応ラジオ	・視覚障害2級以上(原則として学齢児以上の者)	29,000円
ストマ用装具	蓄便袋 直腸機能障害者で、人工肛門のストマを造設した者	8,858円(月額)
	蓄尿袋 膀胱機能障害者で、尿路変更のストマを造設した者	11,639円(月額)
紙おむつ	・次のいずれかに該当する者(原則として3歳以上の者) ア 脳性麻痺等脳原性運動機能障害による肢体不自由者2級以上の者で、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者・児として判定され、排尿もしくは排便の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする者。 イ または、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつを必要とする者	12,000円(月額)
収尿器	・膀胱機能障害者で、排尿のコントロールが困難な者、尿路変更のストマを造設した者 男性用・・・(A)普通型、(B)簡易型 女性用・・・(A)普通型、(B)簡易型	男性用A 7,931円 B 5,871円 女性用A 8,755円 B 6,077円
居宅生活動作補助用具	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)(原則として学齢児以上の者) ・難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000円
福祉電話(貸与) (身体障害者のみ)	・難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	83,300円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	・難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円